

コロナ禍における

被後見人等の現状を確認するため、
面会のできない施設に電話をかけて
いる後見担当者

被後見人等への対応

被後見人等の皆様の「財産管理」「身上監護」を行うSKサポートでは、事務所内での「マスクの常時着用」「消毒液の常備」「飛沫防止スクリーンの設置」「室内の換気」等によるコロナ感染防止対策を行っていますが、職員一人一人におきましても自らがコロナウイルスに感染しないよう、万が一にも被後見人等の皆様に感染させることの無いよう、細心の注意を払いながら成年後見の業務を行っています。

通常時におきましては、SKサポートでは、原則として後見担当者2名（男女各1名）にてご自宅や入所されている施設等に出向いて成年後見活動を行っていますが、現況のコロナ禍（本年3月まで）におきましては、ご自宅に居住している被後見人等の皆様に対しては月1回の訪問を行っておりますものの、施設に入居されている被後見人等への対応につきましては、通常通りにできない状況になっており、

◎施設に日時の予約を行ったうえでの

○施設に設置しているパソコンを活用しての被後見人等とのリモート面会

○後見担当者1ないし2名に限定しての被後見人等との談話室等での直接面会

◎面会ができない施設の場合は、後見担当者による施設担当者への架電等により、被後見人等の皆様の現状を確認しています。

一口情報

介護サービスにおける自己負担額

- ◎介護保険サービスを利用した場合の自己負担割合は、介護サービスにかかった費用の1割（所得が多くなると2割あるいは3割）となる。
- ◎生活保護受給者、市区町村民税非課税、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）については1割負担になる。
- ◎介護保険施設利用の場合は、自己負担割合の費用のほかに、居住費、食費、日常生活費の負担も必要となる。

※「介護保険サービスにおける1割負担、2割負担、3割負担の線引き」については、

◎世帯に65歳以上の方が1人の場合（単身者含む）

○1割負担

- ・本人の合計所得金額が160万円未満の場合
- ・本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が280万円未満の場合

○2割負担

- ・本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が280万円以上の場合
- ・本人の合計所得金額が220万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が280万円以上340万円未満の場合

○3割負担

- ・本人の合計所得金額が220万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が340万円以上の場合

◎世帯に65歳以上の方が2人の場合

○1割負担

- ・本人の合計所得金額が160万円未満の場合
- ・本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満かつ本人と同世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が346万円未満の場合

○2割負担

- ・本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満かつ本人と同世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が346万円以上の場合
- ・本人の合計所得金額が220万円以上かつ本人と同世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が346万円以上463万円未満の場合

○3割負担

- ・本人の合計所得金額が220万円以上かつ本人と同世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が463万円以上の場合

業務の状況

SKサポートの業務は着実に伸展しています

累計件数（各月末）		2021年 3月	2020年 3月
法定後見受任		36	32
類 型	後見	27	23
	保佐	5	5
	補助	4	4
任意後見契約(後見人指定)		78	60
種 類	委任業務	6	4
	任意後見業務	0	0
任意後見契約書作成取次ぎ		124	67

累計件数（各月末）	2021年 3月	2020年 3月
遺言執行者指定	201	152
遺言執行終了	19	13
死後事務委任契約	20	17
死後事務終了	10	7
家族信託契約書作成取次ぎ	200	67

（補正後の計数を使用）

